

中部山岳国立公園における生物多様性保全に向けた気候変動等への
適応に関するコンソーシアム 設置要綱

(名称)

第1条 本会は「中部山岳国立公園における生物多様性保全に向けた気候変動等への適応に関するコンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、中部山岳国立公園及び当該国立公園区域内の国有林における生物多様性保全のため、気候変動等への適応について、構成団体間において協議することを目的に設置するものである。

(内容)

第3条 コンソーシアムは、次の事項について共有・連携・協議する。

- ・中部山岳国立公園における気候変動等による影響への対応に関する事項
- ・中部山岳国立公園における自然生態系に関する調査・研究に関する事項
- ・中部山岳国立公園における構成団体同士の連携した取組に関する事項
- ・その他、第2条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第4条 コンソーシアムは、別表に記載する者をもって構成する。

- 2 コンソーシアムには代表、副代表及び幹事を置く。代表には環境省中部山岳国立公園管理事務所長があたり、副代表には中部森林管理局中信森林管理署長があたる。幹事は中部森林管理局富山森林管理署長、飛騨森林管理署長、関東森林管理局上越森林管理署長ほか若干名とする。
- 3 代表はコンソーシアムの会務を統括し、副代表はそれを補佐するとともに代表不在時の代理を務める。幹事は会務の運営等について助言する。
- 4 代表は、必要と認める者を構成員として指名することができる。
- 5 代表は、構成員である研究機関の中から幹事を指名することができる。
- 6 代表は、第2条の目的を達成するため、必要に応じて個別課題等に対応する作業部会を設置することができる。

(事務局)

第5条 コンソーシアムの事務局は、環境省中部山岳国立公園管理事務所に置く。

(会議)

第6条 会議は、1年に1回程度、事務局が招集する。

- 2 議事は、代表が進行する。

- 3 代表は議事進行を代表が指名する者に行わせることができる。
- 4 会議には、構成団体以外にも中部山岳国立公園関係自治体などの関係団体等に広く参加を呼びかけるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(付則) この要綱は、令和5年3月14日から施行する。